

令和6年度ひろしま技能フェア協賛要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年度ひろしま技能フェアの趣旨に賛同する法人及びその他団体・学校等が、令和6年度ひろしま技能フェア（以下「イベント」という。）に協賛する際の取扱いについて、必要な事項を定める。

(協賛)

第2条 この要綱において協賛とは、法人等が広島県職業能力開発協会が実施するイベントの広報、準備、運営等に対して行う次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 資金協賛 イベントの実施に要する資金（以下「協賛金」という。）の提供
- (2) 物品協賛 イベントの実施に要する物品（以下「協賛物品」という。）の提供
- (3) 広報協賛 イベントのPRに要する広報媒体（以下「協賛広報」という。）の提供
- (4) その他 前各号のほか、イベントの実施に要する役務の提供

2 前項第1号に規定する協賛金の提供は、原則、1口5万円とする。ただし、その範囲内の協賛も可能とする。

(募集期間)

第3条 前条に規定する協賛募集期間は、令和6年7月31日（水）までとする。

(協賛の申込等)

第4条 協賛を行おうとする者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ申込書（様式第1号）を広島県職業能力開発協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 会長は、前項による申込があった場合、第10条のいずれにも該当しないと認めるときは、申込者に対し、受理書（様式第2号）により通知する。

(協賛金の納入等)

第5条 第2条第1項第1号に規定する資金協賛の申込者は、前条第2項による通知（以下「受理通知」という）を受けたときは、会長が指定する方法により、協賛金を納入するものとする。

2 協賛金の受領書は、原則として、金融機関が発行する振込金受取書をもって代えるものとする。ただし、会長は、受理通知を受けた申込者（以下「協賛者」という。）の希望により、協賛金の領収書を発行することができる。

(協賛物品の受納等)

第6条 第2条第1項第2号に規定する物品協賛の申込者は、受理通知を受けたときは、会長が指定する方法により、協賛物品を納入するものとする。

2 会長は、協賛者の希望により、協賛物品の受領書を発行することができる。

(協賛広報の履行等)

第7条 第2条第1項第3号に規定する広報協賛の申込者は、受理通知を受けたときは、会長が指定する方法により、協賛広報を履行するものとする。

2 協賛者は、前項の協賛広報を履行後、広島県職業能力開発協会会長に実施状況を報告するものとする。

(協賛の特典等)

第8条 協賛者の特典は、次のとおりとする。

- (1) イベントパンフレットに協賛機関名を掲載する。
- (2) イベントの看板に協賛機関名を掲載する。
- (3) 広島県職業能力開発協会ホームページに協賛機関名を掲載する。

(協賛金の使途)

第9条 協賛金は、次の各号に掲げるいずれかの経費に充てることとする。

- (1) イベントの広報に要する経費
- (2) イベントの準備、運営等に要する経費

(協賛申込の不受理等)

第10条 会長は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨通知する。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又はイベントを特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのあるもの
- (2) 暴力団【広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。】又は暴力団員（条例第2条第2項）又は暴力団員等（条例第2条第3項）であると認められるもの
- (3) イベントについて、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのあるもの
- (4) 法令又は公序良俗に反するもの
- (5) その他会長が不相当と判断するもの

(その他)

第11条 イベントの全部又は一部が、やむを得ない事情により中止になった場合でも、既に受領した協賛金は返還しないものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月12日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月18日から施行する。

広島県職業能力開発協会 会長 様

法人等の所在地

法人等の名称

代表者職・氏名

令和6年度ひろしま技能フェア協賛申込書

令和6年度ひろしま技能フェアへの協賛について、令和6年度ひろしま技能フェア協賛要綱第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1 協賛の形態（該当する形態に○をしてください）

- (1) 資金協賛 (2) 物品協賛 (3) 広報協賛 (4) その他

2 協賛の内容

(1) 資金協賛

金額	金 千円
納入予定時期	令和6年 月 日 ()

※金額は原則、1口5万円としておりますが、その範囲内のご協賛も可能です。
納入予定時期は、令和6年10月末までの間で、記載してください。

(2) 物品協賛

品名	
数量	
仕様等	
提供方法	提供 ・ 貸与
金額換算相当額	金 千円相当
納入予定時期	令和6年 月

※「金額換算相当額」については、価格表や市場価格等の参考資料を添付してください。（例示：ものづくり体験教室に係る材料、記念品など）

(3) 広報協賛

内 容	
金額換算相当額	金 千円相当
実施予定時期	令和6年 月

(例示：企業・団体・学校等にて発行する機関紙への掲載など)

(4) その他

内 容	
金額換算相当額	金 千円相当

3 連絡先

ご担当者	
所属・役職	
電 話	
メールアドレス	

令和6年 月 日

様

広島県職業能力開発協会
会長 向井 武司

令和6年度ひろしま技能フェア協賛申込受理書

このたびは、令和6年度ひろしま技能フェアの協賛申込をいただき、ありがとうございます。

さて、令和6年 月 日付けで申込みのあった下記協賛について、令和6年度ひろしま技能フェア協賛要綱第4条第2項の規定に基づき、受理したことを通知します。

記

- 1 協賛の形態 協賛
- 2 協賛の内容 金 , 000円 (口)
※請求書が必要な場合は、ご一報いただきますようお願いいたします。
- 3 協賛金振込予定日 令和6年 月 日 ()
※協賛金振込予定日は、令和6年10月31日(木)までとさせていただきます。
- 4 協賛金振込口座 広島銀行 県庁支店
普通預金 NO.0719471 広島県職業能力開発協会
※協賛金振込に係る振込手数料は、貴社にてご負担をお願いいたします。
- 5 その他
物品協賛、広報協賛等につきましては、別途調整させていただきます。